

東日本大震災災害義援金の配分に関するお知らせ

東日本大震災の被災者に対する災害義援金について、平成28年7月に開催された宮城県災害義援金配分委員会において、下記のとおり配分することが決定されました。

なお、過去に災害義援金の申請をしたことがある方は、新たに申請をしていただく必要はありません。

また、9月上旬以降に振込予定通知を発送し、順次振込を行う予定ですが、該当する方で、9月中旬以降になっても振り込まれていない場合は、下記問合せ先にご連絡ください。

◎義援金配分金額

支給対象		日赤等義援金 第8次配分額	宮城県義援金 第7次配分額	合計
人的被害	死亡・ 行方不明者	5千円	5千円	1万円
	災害障害見舞金 対象者	5千円	5千円	1万円
住家被害	全壊	1万円	—	1万円
	大規模半壊	5千円	—	5千円
津波浸水区域に おける住家被害 ※住家被害に 加算	全壊	4千円	1千円	5千円
	大規模半壊	2千円	1千円	3千円

◎その他注意事項等

過去に義援金の申請をした方で、申請者が申請後に亡くなったなどの理由により登録口座に振込ができない場合には、振込先変更届書等の提出が必要になりますので、役場生活支援課にお問い合わせの上、手続きをしていただきますようお願いいたします。

【問合せ先】 役場生活支援課支援係 ☎54-3131 内線 163・164